七　施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇**航空法等の一部を改正する法律**（法律第六二号）

（国土交通省）

一　航空法の一部改正関係

1　航空の脱炭素化の推進

(一)　航空法の目的として、航空の脱炭素化を推進するための措置を講ずることを追加することとした。（第一条関係）

(二)　国土交通大臣は、航空の脱炭素化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下「航空脱炭素化推進基本方針」という。）を定めることとした。（第一三一条の二の七関係）

(三)　本邦航空運送事業者が単独で又は共同で航空運送事業の脱炭素化の推進を図るための計画（以下「航空運送事業脱炭素化推進計画」という。）を作成して国土交通大臣の認定を申請した場合において、国土交通大臣は、当該計画が航空脱炭素化推進基本方針に適合するものであること等の基準に該当するものであると認めるときは、その認定をすること等とした。（第一三一条の二の八関係）

(四)　(三)の認定を受けた航空運送事業者（以下「認定航空運送事業者」という。）が当該認定を受けた航空運送事業脱炭素化推進計画（以下「認定航空運送事業脱炭素化推進計画」という。）に従って措置等を実施するため航空法第一〇九条第一項の認可を受けなければならない場合等には、当該計画の認定を受けたときに、認可を受けたもの等とみなすこととした。（第一三一条の二の九関係）

(五)　認定航空運送事業者は、二の4の協議会（当該認定航空運送事業者を構成員とするものに限る。）に対し、認定航空運送事業脱炭素化推進計画の円滑かつ確実な実施のために必要な協議を行うことを求めることができることとした。（第一三一条の二の一〇関係）

(六)　国は、認定航空運送事業者に対し、認定航空運送事業脱炭素化推進計画に係る措置の的確な実施に必要な指導及び助言を行うこととした。（第一三一条の二の一一関係）

2　令和五年三月三一日までの間における航空運送事業基盤強化方針等の特例

(一)　国土交通大臣は、航空運送事業基盤強化方針に令和三年度の料金減免の内容等に関する事項を定めた場合において、令和五年三月三一日までの間に料金減免を行うときは、当該事項を令和三年度及び令和四年度の料金減免の内容等に関する事項に変更することとした。（附則第五条第二項関係）

(二)　(一)の場合においては、航空運送事業基盤強化計画に、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響に対応するため必要とされる設備投資に関する事項についても記載することとした。（附則第五条第三項関係）

二

1　空港法の一部改正関係

空港法の目的として、空港の脱炭素化を推進するための措置を講ずることを追加することとした。（第一条関係）

2　国土交通大臣である空港管理者は、その管理する空港の脱炭素化の推進を図るための計画（以下「空港脱炭素化推進計画」という。）を作成することができること等とした。（第二四条関係）

3　空港管理者（国土交通大臣を除く。）が空港脱炭素化推進計画を作成して国土交通大臣の認定を申請した場合において、国土交通大臣は、当該計画が航空脱炭素化推進基本方針等に適合するものであること等の基準に該当するものであると認めるときは、その認定をすること等とした。（第二五条関係）

4　空港脱炭素化推進計画を作成しようとする空港管理者は、空港脱炭素化推進計画の作成及び実施等に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができること等とした。（第二六条関係）

5　3の認定を受けた空港管理者（以下「認定空港管理者」という。）が当該認定を受けた空港脱炭素化推進計画（以下「認定空港脱炭素化推進計画」という。）に従って空港脱炭素化推進事業を実施するため航空法第四三条第一項の許可を受けなければならない場合には、当該計画の認定を受けたときに、許可を受けたものとみなすこととした。（第二七条関係）

6　国は、国有財産法第一八条第一項の規定にかかわらず、空港脱炭素化推進事業の用に供するため、行政財産を空港脱炭素化推進計画（国土交通大臣が作成したものに限る。）又は認定空港脱炭素化推進計画に定められた空港脱炭素化推進事業の実施主体に貸し付けることができることとし、当該貸付けの期間は、三〇年以内とすることとした。（第二八条関係）

7　国は、認定空港管理者又は認定空港脱炭素化推進計画に定められた空港脱炭素化推進事業の実施主体に対し、当該認定空港脱炭素化推進計画に係る措置の的確な実施に必要な指導及び助言を行うこととした。（第二九条関係）

三　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇**電波法及び放送法の一部を改正する法律**（法律第六三号）（総務省）

一　電波法の一部改正関係

1　電波監理審議会の機能強化関係（第一条関係）

(一)　総務大臣は、周波数割当計画の作成又は変更その他電波の有効利用に資する施策を総合的かつ計画的に推進するため、調査区分（三〇〇万メガヘルツ以下の周波数についての次に掲げる無線局の種類ごとにそれぞれ定める事項の別による区分をいう。以下同じ。）ごとに、電波の利用状況の調査（以下「利用状況調査」という。）を行うものとした。

(1)　電気通信業務用基地局（第六条第八項第二号に規定する無線局をいう。以下同じ。）　周波数帯（三〇〇万メガヘルツ以下の周波数を電波の特性その他の事項を勘案して総務大臣が定める周波数の範囲ごとに区分した各周波数をいう。以下同じ。）、電気通信業務用基地局の免許人その他総務省令で定める事項

(2)　電気通信業務用基地局以外の無線局　周波数帯その他総務省令で定める事項

(二)　総務大臣は、利用状況調査を行ったときは、遅滞なく、その結果を電波監理審議会に報告することとした。

(三)　電波監理審議会は、(二)により利用状況調査の結果の報告を受けたときは、当該結果に基づき、電波の有効利用の程度の評価（以下「有効利用評価」という。）を行うものとした。

(四)　電波監理審議会は、あらかじめ、有効利用評価の基準及び方法その他有効利用評価の実施に必要な事項に関する方針を定め、これを公表しなければならないこととした。

(五)　(四)の有効利用評価の方法（電気通信業務用基地局に係るものに限る。）は、調査区分ごとに、各評価事項の評価の結果を表示する記号を付するとともに、これらの評価事項の全体の総合的な評価の結果を表示する記号を付することを内容とするものでなければならないこととした。

(六)　電波監理審議会は、有効利用評価を行ったときは、遅滞なく、総務大臣に対し、その結果を報告するとともに、その結果の概要を公表しなければならないこととした。

(七)　電波監理審議会は、有効利用評価を行うため必要な限度において、無線局の免許人等に対し、報告又は資料の提出を求めることその他必要な調査をすることができることとした。

(八)　電波監理審議会は、有効利用評価に関する事項に関し、総務大臣に対して必要な勧告をすることができることとした。

(九)　総務大臣は、勧告に基づき講じた施策について電波監理審議会に報告しなければならないこととした。

2　特定基地局の開設指針の制定に関する制度の整備関係（第一条関係）

(一)　既設電気通信業務用基地局が現に使用している周波数を使用する特定基地局に係る開設指針の制定に関する制度の整備

(1)　総務大臣は、特定基地局の開設に関する指針（以下「開設指針」という。）であって、既設電気通信業務用基地局（既に開設されている電気通信業務用基地局をい